

平成23年第2回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成23年5月25日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	5月25日 午前10時00分		
	閉 会	5月25日 午前10時25分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 邦 昭		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	1	與 儀 常 次	2	石 川 清 友
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲宗根 美 咲
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	与那嶺 敏 秋
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	山 城 徳 男		
	総 合 教 育 課 長	島 袋 隆 則		
	総 合 教 育 課 主 幹	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

平成23年第2回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

平成23年5月25日（水曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第20号	平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第21号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
5	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決
6	承認案2号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決
7	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決
8	報告第1号	平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について	報 告

○ 議長 久田浩也君 ただいまから平成23年第2回今帰仁村議会臨時会を開会します。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番 與儀常次議員及び2番 石川清友議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 「議案第20号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第20号

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成23年5月25日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算(第1回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,770,788千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年5月25日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		241,424	165,632	407,056
	1 国民健康保険税	241,424	165,632	407,056
歳入合計		1,605,156	165,632	1,770,788

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰上充用金		1	165,632	165,633
	1 繰上充用金	1	165,632	165,633
歳出合計		1,605,156	165,632	1,770,788

5ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正額の1億6,563万2,000円は1節の増でございます。

次、6ページをお願いします。歳出の12款1項1目繰上充用金の1億6,563万2,000円は、22節の増でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第20号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第20号 平成23年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、「議案第21号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第21号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

天底簡易水道施設整備配水管布設工事 2工区について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 天底簡易水道施設整備配水管布設工事 2工区
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 ￥63,000,000
4. 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根249番地の5
株 式 会 社 金 良 建 設
代 表 取 締 役 金 良 敏 夫

平成23年5月25日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

天底簡易水道施設整備配水管布設工事 2工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためこの議案を提出します。

契約書は別添を参考にしてください。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第21号 工事請負契約について」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第21号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成23年5月25日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降の説明については住民課長が説明をいたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時13分)

住民課長。

○ 住民課長 与那嶺敏秋君

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）が平成23年4月27日公布されたことに伴い、今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年4月27日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村税条例の一部を改正する条例

附則に次の3条を加える。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第22条 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この条において「特例損失金額」という。）については、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該特例損失金額は、その者の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額が平成24年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該特例損失金額が生じた年」とする。

3 第1項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る特例損失金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この条において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の村民税に係るこの条例の規定の適用については、平成23年において生じなかったものとみなす。

4 第1項の規定の適用を受けた所得割の納税義務者の同項の規定により適用される第34条の2の規定により控除された金額に係る親族資産損失額が平成24年度以後の各年において生じたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「平成23年」とあるのは、「当該親族資産損失額が生じた年」とする。

5 第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例)

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税

特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第24条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日に属する年の1月31日(第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第56条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、 月 日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を村長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1号第1項若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第56条第1項に規定する被災住宅用地の上に平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他村長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を村長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第56条第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第56条第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合

の算定方法

- 4 法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）は、平成24年1月1日から施行する。

専決処分の承認を求めることについてということで、今帰仁村税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）が平成23年4月27日公布・施行されたことに伴い、本村においても県内の多くの市町村と同様、4月27日に専決処分した次第でございます。今回の条約改正の主な内容としては、去った東日本大震災における被災者への負担軽減を図るため、3つの特例が設けられました。1つ目には個人村民税の雑損控除の特例。2つ目、住宅借入金等特別控除額の適用期限の特例。3つ目に、固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等についての規定を設けた。以上の3点の追加の改正であります。以上です。

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第6.「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

- 副村長 大嶺英恭君

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成23年5月25日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降については福祉保健課長が説明をいたします。

- 議長 久田浩也君 福祉保健課長。
- 福祉保健課長 島袋輝也君

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

地方税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第44号）が平成23年3月30日公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例（昭和47年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「50万円」を「51万円」に改め、同条第3項中「13万円」を「14万円」に改め、同条第4項中「10万円」を「12万円」に改める。

第23条第1項中「50万円を超える場合には50万円)」を「51万円を超える場合には、51万円)」に、「13万円を超える場合には、13万円)並びに第4項」を「14万円を超える場合には、14万円)並びに同条第4項」に、「10万円を超える場合には、10万円)」を「12万円を超える場合には、12万円)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の今帰仁村国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

主な今回の条例の改正につきましては、今帰仁村国民健康保険税のうち、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額を次のとおり改めるものです。

基礎課税額に係る課税限度額を現行50万円から51万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の13万円から14万円に引き上げ、介護納付金税額に係る課税限度額を現行の15万円から12万円に引き上げ、上記の改正は平成23年度分以後の年度分の国民健康保険税から適用する。つまり、平成23年4月1日からの施行ということになっております。

課税限度額の改正の理由としましては、地方税法施行令における国民健康保険税のうち、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額の改正が盛り込まれた平成23年度税制改正大綱が昨年12月に閣議決定され、また本年3月25日に国保税の限度額を4万円引き上げることを盛り込んだ改正政令を閣議決定し、地方税法施行令の一部を改正する政令(平成23年政令第44号)が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、平成23年4月1日から施行することになっていることから、中低所得者の国保税負担の軽減を図るとともに、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る税財源を確保するため、今帰仁村の国民健康保険税の課税限度額を法令にあわせて改正する内容となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第7、「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成23年5月25日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

以降については福祉保健課長が説明をいたします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第55号）が平成23年3月30日公布されたことに伴い、今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成23年3月31日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

今帰仁村国民健康保険条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険条例（昭和47年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

今回の条例改正の主な改正趣旨につきましては、出産育児一時金の給付内容の変更についてです。国の緊急少子化対策の一環として、暫定的に平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産一時金の額を4万円引き上げているところがございますが、平成23年4月1日から、これを恒久化することになったことに伴う同条例の改正です。

去年の改正と内容的には変わらないという条例で、出産育児一時金については恒久化されるということの改正になっております。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第8、「報告第1号 平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について」を議題とします。

本件について、提案理由の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

報告第1号

平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成23年度沖縄県町村土地開発公社事業計画を議会へ提出し報告します。

平成23年5月25日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

計画書は別添参考になさってください。

- 議長 久田浩也君 これで本日の日程は全部終了しました。
会議を閉じます。

平成23年第2回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前10時25分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 與 儀 常 次

署名議員 石 川 清 友